

6.12 文化財等

対象事業実施区域には埋蔵文化財包蔵地が確認されており、工事中は地下掘削の実施が、埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあります。工事中の埋蔵文化財への影響を把握するために、調査、予測及び評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【文化財等の環境影響評価の概要】

区分	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	・対象事業実施区域及びその周辺には、台場跡（神奈川台場）が存在しています。	p. 6. 12-2
環境保全目標	・地下掘削工事の際に埋蔵文化財包蔵地に著しい影響を及ぼさないこと	p. 6. 12-4
予測結果の概要	・計画建築物は、埋蔵文化財包蔵地の近傍に配置されていますが、埋蔵文化財包蔵地と重なることはないかと予測します。また、工事計画では埋蔵文化財包蔵地を掘削することのないよう計画し、工事中において新たな埋蔵文化財を発見した場合には、関係機関に直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき調査等の必要な措置を講じることから、埋蔵文化財包蔵地に著しい影響を与えることはないかと予測します。	p. 6. 12-5
環境保全措置の概要	<p>【計画立案時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知の埋蔵文化財包蔵地を掘削することのないよう計画します。 ・関係機関と十分な協議を行い、工事の実施前に「文化財保護法」に基づく調査等を行うことにより、適切な保全措置を講じます。 <p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな埋蔵文化財を発見した場合には、関係機関に直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき調査等の必要な措置を講じます。 	p. 6. 12-5
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業においては、周知の埋蔵文化財包蔵地の近傍に建築物が配置されることから、埋蔵文化財包蔵地に影響を生じさせる可能性があります。工事の実施前においては埋蔵文化財包蔵地を掘削することのないよう計画し、工事中においては新たな埋蔵文化財を発見した場合には、関係機関に直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき調査等の必要な措置を講じることから、埋蔵文化財は適切に保護され则认为します。 ・以上のことから、環境保全目標「地下掘削工事の際に埋蔵文化財包蔵地に著しい影響を及ぼさないこと」は達成され则认为します。 	p. 6. 12-5

※調査、予測、評価等の詳細は、右欄の参照頁でご確認ください。

6.12.1 調査

1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- (1) 埋蔵文化財包蔵地の状況
- (2) 関係法令・計画等

2) 調査方法

(1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

既存資料から、周知の埋蔵文化財包蔵地の位置や範囲、内容等を整理しました。

(2) 関係法令・計画等

以下に示す関係法令等の内容を整理しました。

- ・「文化財保護法」
- ・「横浜市文化財保護条例」

3) 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

4) 調査時期

入手可能な最新の既存資料の収集・整理を行いました。

5) 調査結果

(1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

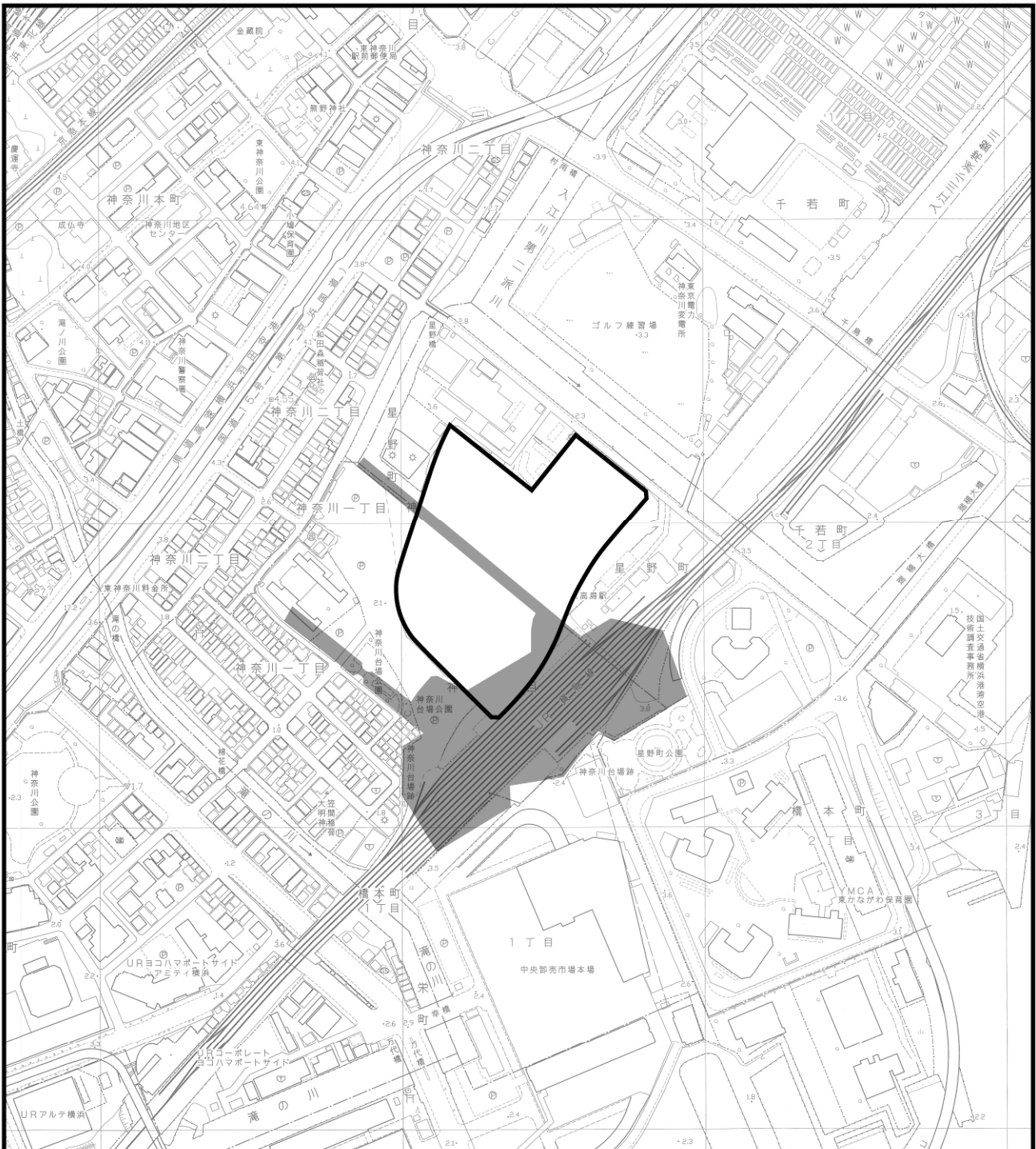
対象事業実施区域及びその周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地の位置及び範囲は、図 6.12-1に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺には、表 6.12-1に示す台場跡（神奈川台場）が存在しています。台場跡（神奈川台場）は、江戸時代末期、横浜開港の翌年（1860年）に完成した海上警備のための砲台です。沖合に作られた人工の島に14基の大砲が備え付けられ、東西2本の取渡り道で陸と結ばれていました。明治時代後半に台場が廃止されて以降、周囲は埋め立てられ、現在は完全に陸地化し、台場外周部の石垣の一部が露出しているものの築造時の状況は確認できない状況にあります。

表 6.12-1 埋蔵文化財包蔵地の状況

所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
神奈川一丁目 17-3 他	台場跡	鉄道用地ほか	幕末期埋立	近世・近代 (幕末期～明治期)	神奈川台場跡

資料：「横浜市近代遺跡分布地図」（横浜市教育委員会、平成22年9月）



凡 例

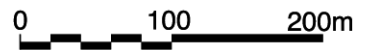
- : 対象事業実施区域
- : 埋蔵文化財包蔵地

図 6.12-1 埋蔵文化財包蔵地位置図

資料：「平成 25 年度 文化財年報（埋蔵文化財その 32）」
 （横浜市教育委員会、平成 27 年 3 月）



1:5,000



(2) 関係法令、計画等

ア. 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)

本法は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としており、文化財に対する政府及び地方公共団体の任務、国民、所有者との心構え等を定めています。

周知の埋蔵文化財包蔵地で工事等を行う場合、本法に基づき関係機関等への手続が必要となります。

イ. 「横浜市文化財保護条例」(昭和 62 年 12 月 25 日横浜市条例第 53 号)

本条例では、横浜市内に存する文化財で市にとって重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び発展に資することを目的としており、市指定の文化財や史跡名勝天然記念物、地域文化財、埋蔵文化財に対する市民・所有者等の責務、所有者の管理義務、現状変更等の制限などの規定が定められています。

6.12.2 環境保全目標の設定

文化財等に係る環境保全目標は、表 6.12-2 に示すとおり設定しました。

表 6.12-2 環境保全目標 (文化財等)

区分	環境保全目標
【工事中】 ・地下掘削	・地下掘削工事の際に埋蔵文化財包蔵地に著しい影響を及ぼさないこと

6.12.3 予測及び評価等

1) 予測項目

予測項目は、地下掘削に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度としました。

2) 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域内としました。

3) 予測時期

予測時期は、地下掘削を行う工事中としました。

4) 予測方法

予測方法は、埋蔵文化財包蔵地の位置と施工計画を重ね合わせ、改変の程度について定性的に予測しました。

5) 予測結果

本事業において配置予定の計画建築物及び埋蔵文化財包蔵地の位置については図 6.12-2に示すとおりです。

計画建築物は、埋蔵文化財包蔵地の近傍に配置されていますが、埋蔵文化財包蔵地と重なることはないと予測します。また、工事計画では埋蔵文化財包蔵地を掘削することのないよう計画し、工事中において新たな埋蔵文化財を発見した場合には、関係機関に直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき調査等の必要な措置を講じることから、埋蔵文化財包蔵地に著しい影響を与えることはないと予測します。

6) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、対象事業実施区域内において、埋蔵文化財包蔵地に著しい影響を与えないために、表 6.12-3に示す内容を実施します。

表 6.12-3 環境の保全のための措置(地下掘削に伴う埋蔵文化財包蔵地への影響)

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 ・地下掘削	【計画立案時】 ・周知の埋蔵文化財包蔵地を掘削することのないよう計画します。 ・関係機関と十分な協議を行い、工事の実施前に「文化財保護法」に基づく調査等を行うことにより、適切な保全措置を講じます。 【工事中】 ・新たな埋蔵文化財を発見した場合には、関係機関に直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき調査等の必要な措置を講じます。

7) 評価

本事業においては、周知の埋蔵文化財包蔵地の近傍に建築物が配置されることから、埋蔵文化財包蔵地に影響を生じさせる可能性があります。工事の実施前においては埋蔵文化財包蔵地を掘削することのないよう計画し、工事中においては新たな埋蔵文化財を発見した場合には、直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき調査等の必要な措置を講じることから、埋蔵文化財は適切に保護されると考えます。

以上のことから、環境保全目標「地下掘削工事の際に埋蔵文化財包蔵地に著しい影響を及ぼさないこと」は達成されることが考えられます。

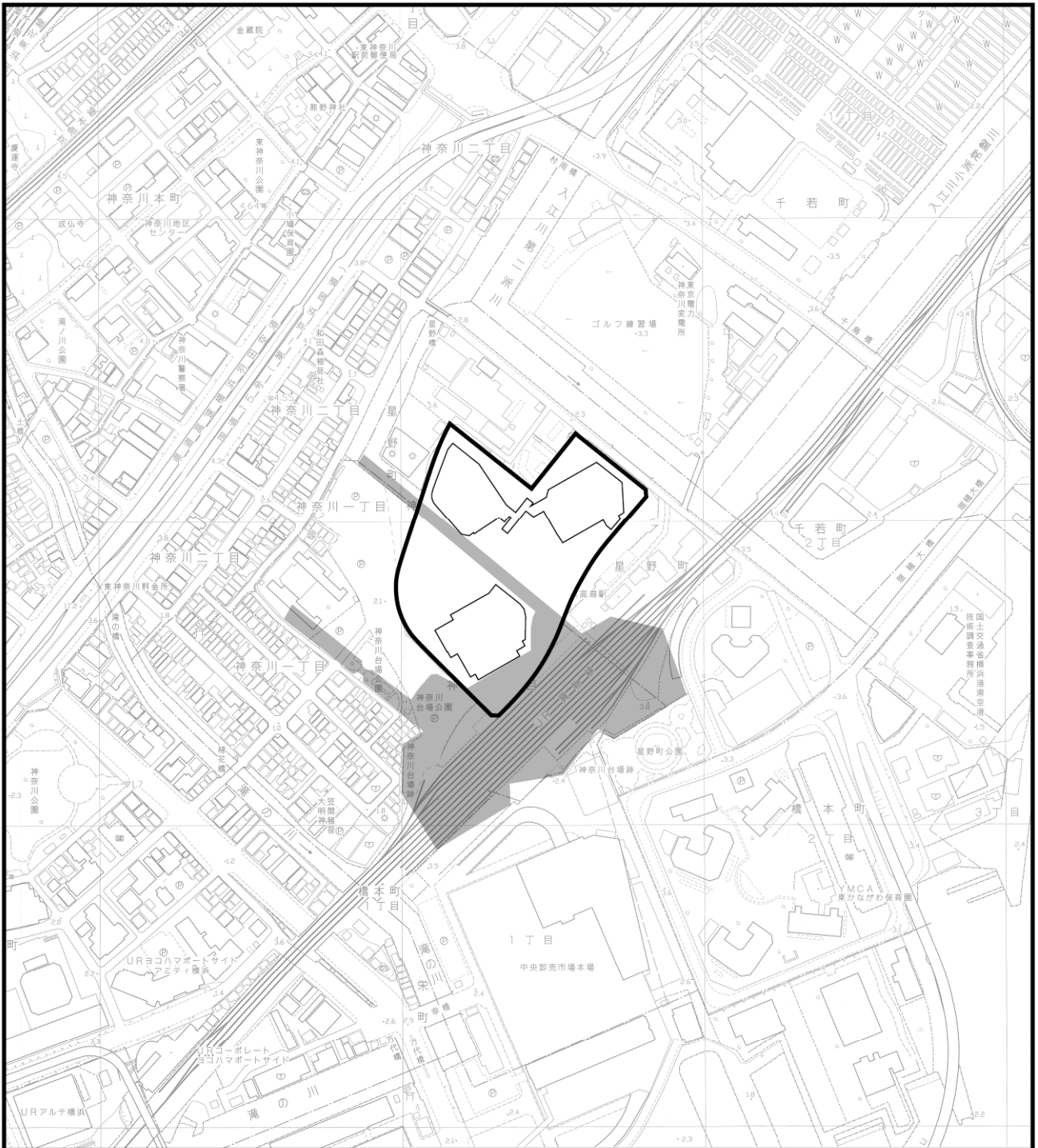





図 6.12-2 計画建築物及び埋蔵文化財包蔵地の位置図

凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 計画建築物
-  : 埋蔵文化財包蔵地

資料：「平成 25 年度 文化財年報（埋蔵文化財その 32）」
 （横浜市教育委員会、平成 27 年 3 月）



1:5,000

